

・労働安全衛生規則第 35 条で実施すべきとされている労働安全衛生教育（1～8）

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 3 作業手順に関する事。
- 4 作業開始時の点検に関する事。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

- 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

上記以外の業種については、第 35 条の 1 号から 4 号の雇い入れ時労働安全衛生教育を省略できる。

（派遣事業報告書への記載項目番号 1～10 に関する補足として以下 2 項目さらに追加）

- 9 作業内容変更時の安全衛生教育
- 10 各種、危険有害業務に係る特別教育（派遣先にて行われることが多い）

⇒ 派遣事業報告書記載時追加分